

【参考】雇用保険受給資格者証の見方

様式第11号(第17条の2関係) (第1面、第2面)

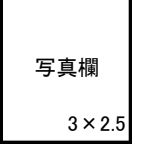
雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 00000-00-000000-0		2. 氏名 コウ 知ウ			
3. 被保険者番号 0000-000000-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 29	6. 生年月日 4-030416	7. 求職番号 12345-67891000	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 0000000 〇〇〇〇〇〇〇銀行					
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職理由 3型-水				
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時収入 〇		16. 求職申込年月日 030512		
19. 基本手当日額 5,254		20. 所定給付日数 180		21. 通算被保険者期間 010904	
22. 離職前事業所名 〇〇〇〇ホウジン〇〇〇〇〇〇〇ピョウイン 〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇病院					
23. 再就職手当支給歴			24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0		

基本手当日額が3,612円以上(60歳以上の方は5,000円以上)の場合
失業給付を受給する期間は、扶養からはずれる必要があります。

様式第11号(第17条の2関係) (第3面、第4面)



行数	処理月日	認定(支給)期間	日	支給理由	基本手当	金額	日数
1	0609						
2		待期満了 待期満了日	030518				
3		給付制限期間	030519-030818	離職理由40			
5	0906	030819-0908	21	基本手当	¥110,334-		69
13	0119						
14		031104-1116	13	基本手当	¥120,198-		
15		支給終了					

◆給付制限期間がある場合
退職日の翌日～給付制限期間終了日(例の場合は3年8月18日)までは扶養に入ることができます。

◆この記載がない場合
給付制限なし(=すぐに失業給付が支給される)となるため、速やかに当組合までご連絡ください。

支給開始日(給付制限期間終了日の翌日)
この印字がされたら、速やかに扶養削除の手続きをしてください。この日(例の場合は3年8月19日)から保険証が使えなくなります。
支給開始日 = 扶養削除日 となります。

支給終了の印字が入ると、扶養加入の手続きが開始できます。
扶養に入れる日は、支給終了日の翌日(例の場合、11月17日)からです。